研究紀要「北の丸」第４３号の概要

１．刊行年月　　平成２３年２月

２．刊行部数　　７００冊

３．内容

（１）書物方年代記②　宝暦１１年～安永５年

『書物方日記』は、江戸時代、将軍家の蔵書や幕府の貴重な書類を収蔵する「紅葉山文庫」を管理していた「御書物方」の業務日誌で、宝永３年（１７０６）から安政４年（１８５７）までの分、２２５冊が国立公文書館に保存されている。

このうち延享２年（１７４５）までの分は、すでに「大日本近世史料」の一点として東京大学出版会から刊行されているが（１９６４～８８年）、延享３年（１７４６）以降の分については未刊で、その内容はごく一部の研究者の間でしか知られていない。

本稿は「書物方年代記」②と題して、宝暦１１年（１７６１）正月から安永５年（１７７６）１２月までについて、『書物方日記』から書籍等の出納記事や人事ほかの特記事項を抄録したものである。

（２）当館所蔵漢籍の「宋版」及び「元版」の解題①

本稿は、国立公文書館（内閣文庫）が所蔵する漢籍のうち、中国の南宋時代（１１２７～１２７９）に刊行された「宋版」と元時代に刊行された「元版」（１２７９～１３６７）について、各書籍の概略・来歴・刊行年代等を一般の利用者にも分かり易く解説することを目的としたものである。

本稿では、特に各書籍の来歴に注目し、各書籍が誰の手からどのような経緯で当館に所蔵されるに至ったかを、各書籍に捺されている蔵書印を基にして考察した。

また刊行年代について、研究論文・研究書等を調査し、それぞれの専門家の説を一覧できるよう一つにまとめている。

（３）経済産業省（通商産業省）文書の構造と移管のあり方について

本稿は、経済産業省及び通商産業省移管公文書を事例として、国立公文書館所蔵の各省移管公文書の内部構造を理解するための基礎的な作業モデルを提示したものである。

第１章では、文書管理規程や組織構造の変遷など、資料群の構造を規定する諸要素を整理することで、かつて存在していた文書群の構造を明らかにした。経済産業省（通商産業省）移管公文書の構造は、保存年限を基礎とした文書区分と文書を作成した部局の構造を対応させることで、ある程度復元できることがわかった。

第２章では、第１章で復元した文書群構造の中に、移管公文書を当てはめていくことで、その特徴を明らかにした。この過程で、移管年度によって移管公文書の性

格が変化していることがわかった。

第３章では、移管公文書を移管当時の移管基準と照らし合わせて整理することで、国立公文書館への文書移管の実態を明らかにした。とりわけ平成１２年度以前と平成１３年度以降の移管実績では、国立公文書館への公文書の移管基準が大きく改変されたため差異が著しく、それまで移管対象とならなかった多種多様な文書が数多く移管されるようになったことがわかった。

（４）文部省・文部科学省における文書管理と国立公文書館移管文書

文部科学省の文書管理体制について、明治４年（１８７１）の文部省設置から平成２２年（２０１０）３月までの約１４０年間を通して、文書管理規則を中心に概観した。国の行政機関からの公文書の移管制度は、平成１３年（２００１）の情報公開法施行の前後で大きく変化する。平成１３年（２００１）以前、同省では、宗教及び著作権行政の移管と文化庁の設置以外には組織上の大きな変革がなく、文書管理担当課が長期にわたって文書の集中管理を続けてきた。また、組織の変化に合わせて文書管理規則も整備されてきた。しかし、平成１３年（２００１）には、中央省庁の再編により文部省と科学技術庁が統合され、文部科学省が発足した。また情報公開法の施行に伴い、それまでの文書管理担当課による集中管理に加え、原課（文書を作成した課）での分散管理も併用することになり、文書管理体制は大きく変化した。

さらに、国立公文書館デジタルアーカイブの目録データと昭和４５年（１９７０）に文部省で作成された「記録文書分類表」を元にして、国立公文書館へ移管された文書と移管されない文書についての分析を試みた。その結果、移管対象でありながら未だに移管のない文書群があることを明らかにした。

（５）公文書館のデジタルアーカイブの一般に向けた利用機能に関する考察

―国立公文書館デジタルアーカイブの将来的な利用機能について―

本稿は、国内外の公文書館が提供している「デジタルアーカイブ」の現状を調査し、利用者サービスの提供に必要な機能の在り方及びその実現について考察したものである。

（６）イギリス国立公文書館の近年の取組―電子情報・記録の管理を中心に―

本稿は、イギリス政府全体における情報マネジメント政策、その枠組みの中でのイギリス国立公文書館の活動、特に電子情報・記録の管理をめぐる同館の取組み等について、いくつかのドキュメントを検討しながら、最近の動向の一端を紹介したものである。